

# 和歌山工業高等専門学校職業紹介業務に係る個人情報の管理に関する規則

制 定 平成14年11月27日

最近改正 平成16年4月1日

(目的)

**第1条** この規則は、和歌山工業高等専門学校職業紹介業務運営規則に基づいて行う職業紹介業務に係る個人情報（以下「個人情報」という。）の適正な管理を行うことを目的とする。

(個人情報取扱責任者)

**第2条** 本校に個人情報の適正な管理を行うため、個人情報の取扱責任者（以下「個人情報取扱責任者」という。）を置き、進路対策委員会委員長をもって充てる。

(講習会等への参加)

**第3条** 校長は、公共職業安定所から個人情報の適正管理に関する講習会等への出席勧奨があった場合は、個人情報取扱責任者が出席できるよう努めるものとする。

2 個人情報取扱責任者は、公共職業安定所からの情報提供及び指導に基づき、個人情報の適正管理に関する知識の習得に努めるものとする。

(個人情報の開示等)

**第4条** 個人情報取扱責任者は、求職者から本人の個人情報について開示の請求があった場合は、専攻や有する資格等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。

2 前項による開示の結果、当該者から開示内容について訂正の要求があったときは、事実を確認のうえ、遅滞なく訂正を行うものとする。

(苦情処理担当者)

**第5条** 求職者の個人情報に関し、当該情報にかかる本人からの苦情の申出があった場合には、苦情処理担当者は、誠意を持って適切な処理をするものとする。

2 苦情処理担当者は、学生課長をもって充てるものとする。

**附 則**

この規則は、平成14年11月27日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成16年4月1日から施行する。